

第1回障がい福祉計画策定委員会 資料

平成29年6月8日（木） 10時
岩見沢市役所 3階 第1会議室

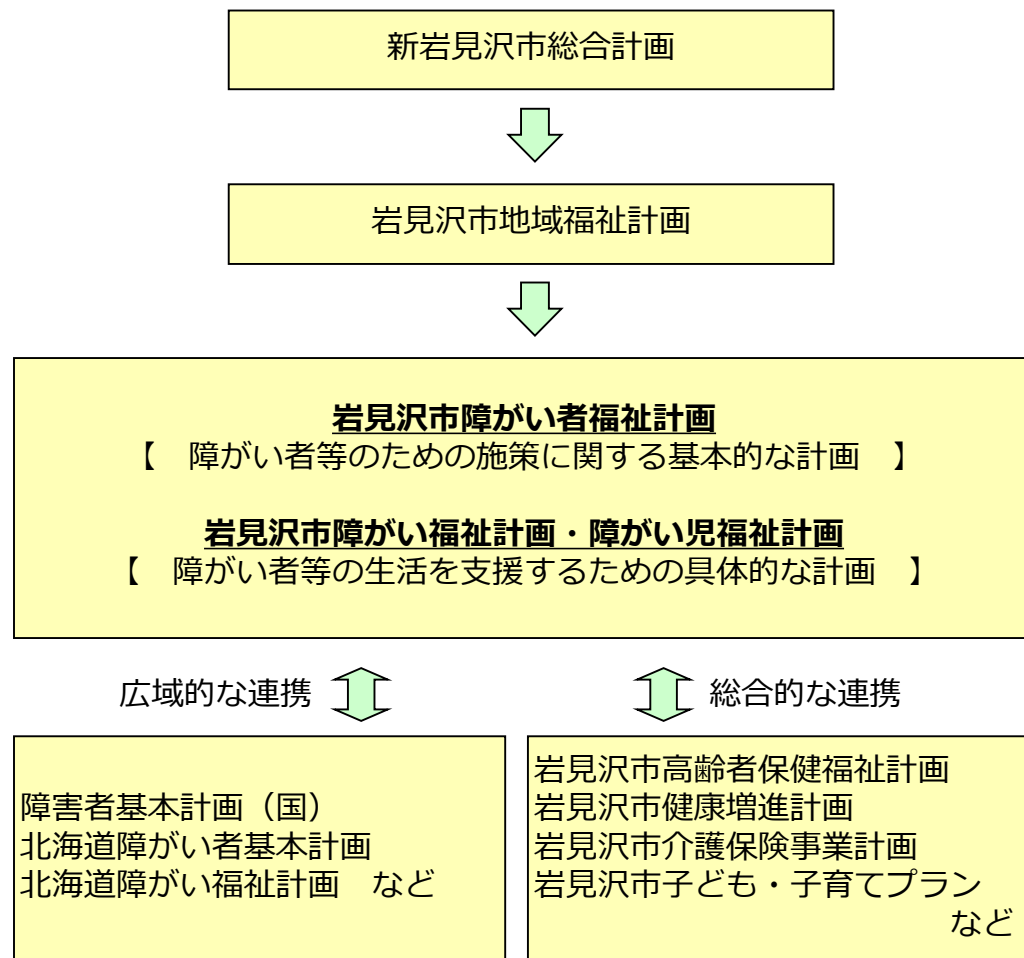
障がい者福祉計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画

今年度、障害者総合支援法に基づいた岩見沢市障がい福祉計画並びに児童福祉法に基づいた岩見沢市障がい児福祉計画を策定いたします。

- 岩見沢市障がい者福祉計画（H27～H32）
障がい者のための施策に関する基本的な計画
（障害者基本法に基づく）
- 岩見沢市障がい福祉計画（H27～H29）
障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画
（障害者総合支援法に基づく）
- 岩見沢市障がい児福祉計画（新規）
障がい児通所支援、障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画
（児童福祉法に基づく）

※現在の障がい福祉計画（第4期）はH29で終了します
※岩見沢市では、H30からスタートする「障がい福祉計画（第5期）」に「障がい児福祉計画」を盛り込み一体的な計画として策定することを目指します

《参考》他の計画との関係図



障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の根拠法

障害者基本法（第11条）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

障害者総合支援法（第88条）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法（第33条の20）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

厚生労働大臣が定める基本指針 （障害者総合支援法第87条抜粋）

- ・ 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- ・ 障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 障害福祉計画の作成に関する事項
- ・ その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

厚生労働大臣が定める基本指針 （児童福祉法第33条の19抜粋）

- ・ 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
- ・ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 障害児福祉計画の作成に関する事項
- ・ その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

協議の進め方について

I. 計画期間

○平成29年度中に第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を一体的に策定する

10年

6年

第1期障がい者福祉計画
H17.4～H27.3

第2期障がい者福祉計画
H27.4～H33.3

第1期
障がい福祉計画
H18.4～H21.3

第2期
障がい福祉計画
H21.4～H24.3

第3期
障がい福祉計画
H24.4～H27.3

第4期
障がい福祉計画
H27.4～H30.3

第5期
障がい福祉計画
H30.4～H33.3

第1期
障がい児福祉計画
H30.4～H33.3

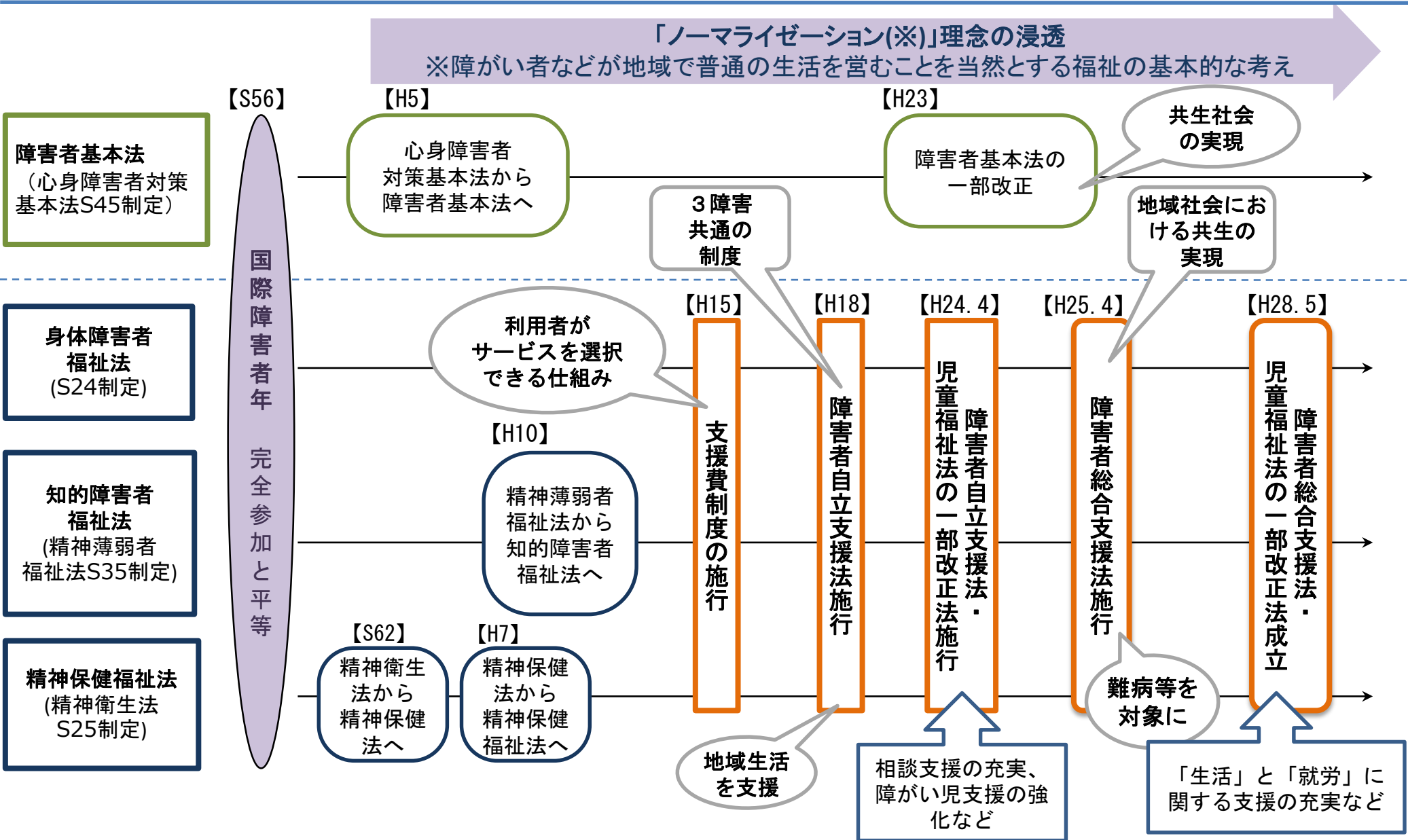
II. 策定スケジュール（予定）

6月	第1回策定委員会	・委員の委嘱 ・計画の概要	・策定委員会について ・障がい者の現状及びサービス利用実績	・協議の進め方について
7月	第2回策定委員会	・アンケート内容の説明 ・意見交換会の開催について		
8月～ 10月	アンケート調査	・各種障がい者手帳所持者（全員）及び市民（無作為抽出）		
10月	意見交換会	・障がい者当事者及びその家族 ・ボランティア及び支援団体		
11月	第3回策定委員会	・アンケート集計結果の報告 ・意見交換会の報告 ・計画案の協議		
1月	第4回策定委員会	・計画案の協議 ・パブリックコメント公表用計画原案の作成		
2月	パブリックコメント	・計画原案を公表し、広く意見を公募		
3月	第5回策定委員会	・パブリックコメント内容の報告 ・計画案の確認		
	計画案の答申			

III. 策定委員会の公開

- 市のホームページによる公開
～開催日時や場所を周知するとともに、策定委員会結果を公開
- 委員会の傍聴
～一般の方の傍聴希望者の受け入れ（配付資料は回収する）

障がい保健福祉施策の歴史（障害者基本法と障害者総合支援法並びに児童福祉法）



障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正のポイント

【改正の趣旨】

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

【障がい者の望む地域生活の支援】

- 1 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- 2 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- 3 重度訪問介護の訪問先の拡大
- 4 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

【障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応】

- 1 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービス（訪問型児童発達支援）の創設
- 2 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- 3 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- 4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

【サービスの質の確保・向上に向けた環境整備】

- 1 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- 2 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- 3 自治体による調査事務・審査事務の効率化

障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

【基本的理念】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組（新規）
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援（新規）

【障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方】

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

【相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方】

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域体制への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

【障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方】

- 1 地域支援体制の構築（新規）
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援（新規）
- 3 地域社会への参加・包容の推進（新規）
- 4 特別な支援が必用な障害児に対する支援体制の整備（新規）
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保（新規）

平成30年度より新設される障害福祉サービス等

サービス種別	説明
自立生活援助 (②居住支援・施設系)	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
就労定着支援 (③日中活動系)	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
居宅訪問型児童発達支援 (④障害児通所支援等)	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
医療的ケア児に対する コーディネーター配置 (④障害児通所支援等)	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行います。